

千葉市社会福祉協議会 自動車賃貸借（リース）仕様書

自動車の種別・色	軽自動車（AT車）・標準色
用途	乗用
自家用車・事業者の別	自家用
乗車定員	4人
燃料の種別	レギュラーガソリン
ドア数	5ドア
リース方式	メンテナンスリース
リース料に含まれる項目	登録納車費用
	自動車税環境性能割
	自動車取得税
	自動車重量税
	自動車賠償責任保険
	自動車税
	継続検査整備
	法定定期点検整備
	一般修理
	オイル交換
	バッテリー交換
夏タイヤ交換（必要見込数）	
代車の提供（車検が24時間を超える場合、故障修理時2日目以降）	
付属品等	パワーステアリング
	パワーウィンドウ
	電動格納式ミラー
	オーディオ機能（AM/FMラジオ以上）
	エアコン
※その他車輛のメーカーの標準装備とされているもの	

- 1 リース期間 令和6年12月1日から令和11年11月30日（60カ月）
- 2 車両台数 1台
- 3 使用の本拠地 千葉市若葉区桜木8-31-15（千葉市桜木園）
- 4 支払方法 請求書を受領し、受託者指定の銀行口座へ支払うものとする。  
振込手数料は発注者の負担とする。
- 5 月間走行距離 300km
- 6 自動車任意保険 不要。（法人が別途契約するフリート契約に加入するため）
- 7 その他

- (1) 車検整備、定期点検等の時期が到達する前に使用本拠地の施設に連絡すること。
- (2) 車両・付属品については、新品（初度検査が1回目）を提供すること。
- (3) 本契約により発生する関係法令の手続き等は請負業者にて完了すること。
- (4) 各種点検等に伴う車両の運搬は、請負業者にて手配すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項等については、双方で協議の上決定するものとする。
- (6) 賃貸借契約を行うにあたり、現行車両（スバル プレオ・平成13年）の処分・手続きを行い、抹消登録書を使用本拠地の住所に提出すること。  
なお、これに関する一切の費用は受注者の負担とする。